

# 駐車監視員活動ガイドライン

## 三重県津警察署

令和3年2月見直し

駐車監視員は、三重県公安委員会の登録を受けた法人に所属し、放置駐車違反の確認や確認標章の取り付けを行います。交通違反の反則切符を作成したり、違反金を徴収したりすることはありません。  
駐車監視員活動ガイドラインとは、駐車監視員の活動方針を定めたものです。  
駐車監視員は、本ガイドラインで定めた路線、区域、時間帯を重点に放置駐車車両の確認作業等を行います。

重点路線	重点時間帯
国道23号 上浜町二丁目信号交差点～岩田橋北詰交差点	7:00～22:00

最重点区域	重点時間帯
羽所町、栄町三丁目 大谷町（県道津関線より東側）、広明町（県道津関線より東側）	7:00～22:00
大門	13:00～22:00

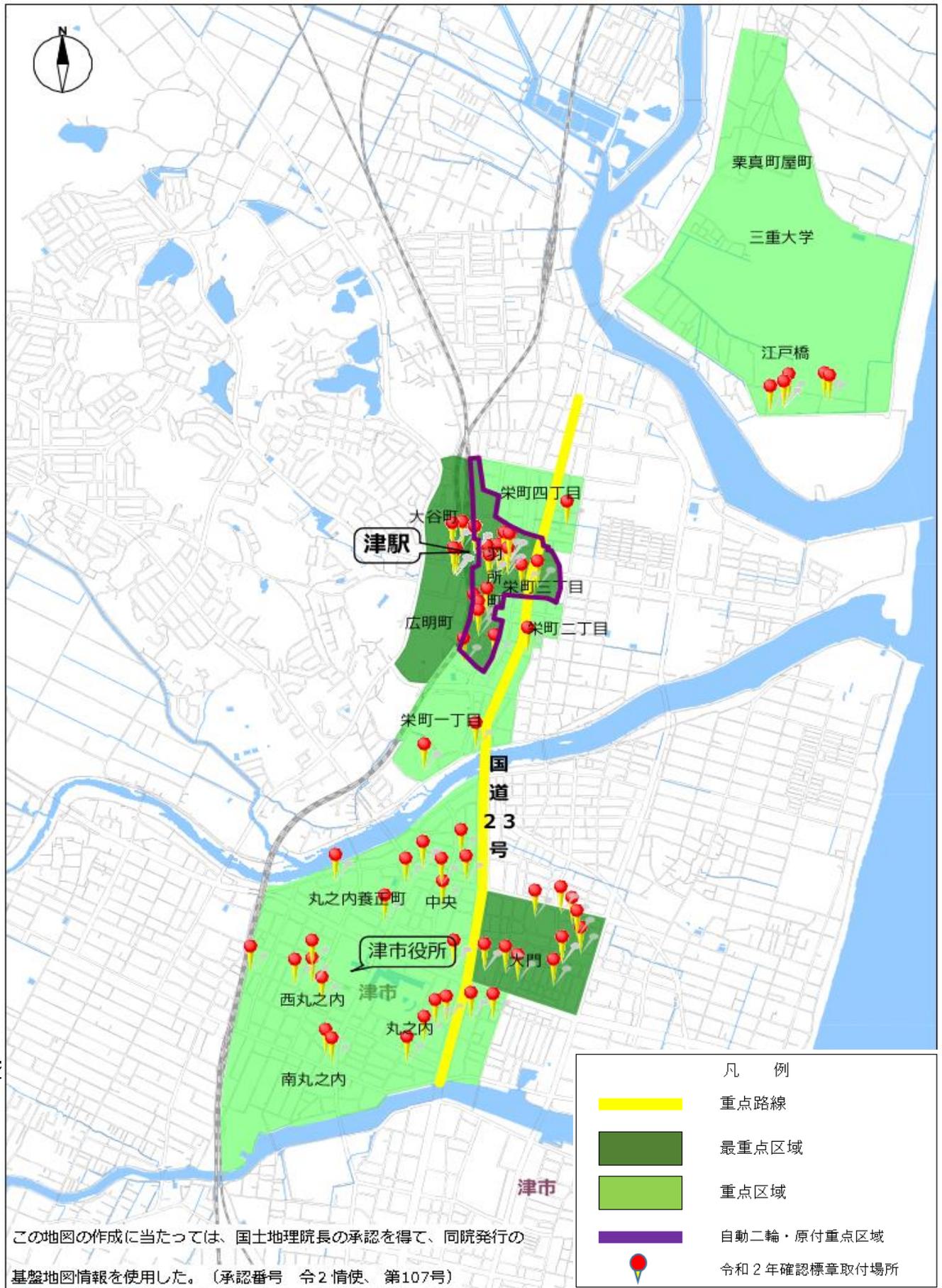
重点区域	重点時間帯
栄町一・二・四丁目、丸之内、北丸之内、東丸之内（市道大門観音寺線より西側） 中央、万町（国道23号より西側） 栗真町屋町、江戸橋一・二・三丁目（特に「三重大学」「三重大学病院」の周囲） 丸之内養正町、西丸之内、南丸之内	7:00～22:00

自動二輪・原付重点区域	重点時間帯
羽所町、栄町三丁目	7:00～22:00 (歩道上の放置二輪車に対しては、自転車撤去活動に併せて実施)

※ 祭礼等必要がある場合は、この時間帯及び路線、区域を超えて活動する場合があります。

# 駐車監視員活動ガイドライン（令和2年確認標章取付け状況）

## 三重県津警察署



※ 祭礼等必要がある場合は、この時間帯及び路線、区域を超えて活動する場合があります。